

平成 21 年 5 月 1 日

各 位

会 社 名：スルガ株式会社
(コード：7874 東証第一部)
代表者名：代表取締役社長 渡邊 憲一
問合せ先：常務取締役管理本部長 安倍 正美
(TEL：0548-32-9835)

商号変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 1 日開催の当社取締役会において、平成 21 年 10 月 1 日を期しての商号変更を決議するとともに、平成 21 年 6 月 26 日開催予定の定時株主総会において「合併に伴う定款一部変更の件」及び「株券電子化に伴う定款一部変更の件」を付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 商号変更

(1) 変更の理由

平成 21 年 3 月 26 日に方針を発表し、本日改めて詳細を発表いたしました連結子会社との吸収合併に伴う変更であります。当社は 100 円ショップ業界に強力な販路を有し、レック株式会社はホームセンター・総合スーパーをはじめとした量販店に対して高いブランド力を有し、多数の製品をレックブランドとして認知していただいております。したがって、当社のお客様につきましては商号に関わりなく今後も取引を拡大させていくことが可能ですが、レックの商号が消滅することによるリスクは軽視できないものがあると判断しており、今後の積極的な営業展開を効率的に進め株主の皆様により貢献できる企業とするために、平成 21 年 6 月 26 日開催予定の当社定時株主総会において、合併契約承認決議及び合併に伴う定款一部変更議案を得ることを条件として、当社はその商号を変更するとともに、本店所在地を移転することといたしました。

(2) 変更の内容

(新商号) レック株式会社
(新本店所在地) 東京都中央区日本橋浜町三丁目 15 番 1 号

(3) 変更日

平成 21 年 10 月 1 日

2. 定款の一部変更

A. 合併に伴う定款一部変更

(1) 変更の理由

当該合併の効力が発生する（平成21年10月1日予定）ことを条件として変更を行うものであります。したがって、合併に伴う定款一部変更の効力発生は平成21年10月1日となる予定です。

- ①合併の効力発生日と同日に商号をスルガ株式会社からレック株式会社に変更することに伴い、所要の変更を行うものであります。
- ②合併の効力発生日と同日に本店所在地を静岡県榛原郡吉田町から東京都中央区に移転することに伴い、所要の変更を行うものであります。
- ③その他、効力発生日を明確にするために附則を定めるものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、<u>スルガ株式会社</u>と称し、英文表示では <u>SURUGA CO., LTD.</u> と表示する。</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を<u>静岡県榛原郡吉田町</u>に置く。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、<u>レック株式会社</u>と称し、英文表示では <u>LEC, INC.</u> と表示する。</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を<u>東京都中央区</u>に置く。</p> <p>附則</p> <p><u>第4条 本定款第1条(商号)および第3条(本店の所在地)の変更は、平成21年10月1日より有効とし、平成21年9月30日までは変更前の内容を有効とする。なお、平成21年10月1日をもって本条を削除する。</u></p>

B. 株券電子化に伴う定款一部変更

(1) 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という)の施行に伴い、現行定款に以下のとおり変更を行うものであります。

- ①決済合理化法附則第6条の定めにより、当社は株券電子化の施行日(平成21年1月5日)において株券を有する旨の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、当社定款第7条(株券の発行)を削除し、併せて株券に関する文言の削除及び修正を行うものであります。
- ②「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、当社定款規定のうち、実質株主及び実質株主名簿に関する文言の削除及び修正を行うものであります。
- ③株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
- ④その他、必要な規定及び文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(株券発行)</u></p> <p>第7条 ① 当社は株式に係る株券を発行する。</p> <p>② <u>前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>

<p>(単元未満株主の権利制限)</p> <p>第8条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について以下に掲げる権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 取得請求権付き株式の取得を請求する権利</p> <p>(3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 ① 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>③ <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 <u>当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第11条～第44条(条文省略)</p>	<p>(単元未満株主の権利制限)</p> <p>第7条 当社の株主は、その有する単元未満株式について以下に掲げる権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 取得請求権付き株式の取得を請求する権利</p> <p>(3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第8条 ① 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>(削 除)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、<u>株主の権利行使に際しての手数料等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第10条～第43条(現行どおり)</p>
---	--

(新 設)	<p><u>附則</u></p> <p><u>第 1 条</u> 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p><u>第 2 条</u> 当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p><u>第 3 条</u> 本附則第 1 条乃至本条は、平成 22 年 1 月 6 日をもってこれを削除する。</p>
-------	--

以 上